

平成20年 1月25日

赤磐市長 荒 嶋 龍 一 殿

赤磐市行財政改革審議会
会 長 多田 憲一郎

平成19年度赤磐市行財政改革に関する提言について

本審議会は、赤磐市の公の施設の見直しに関するルールづくりについて1年間にわたり重点的に審議してきました。

昨年度も提言したように、公の施設の維持管理については、多くの自治体でその財政を圧迫する要因となっており、赤磐市においてもその見直しが急務となっています。

このことから、本審議会は公の施設の維持管理について官民の役割分担を明確化する「赤磐モデル」ともいうべき管理手法と赤磐市の公の施設の総点検について、別紙のとおり提言します。

赤磐市公の施設見直しに関する提言

平成20年 1月25日
赤磐市行財政改革審議会

1 提言の趣旨

公の施設の維持管理については、平成15年9月2日に「地方自治法の一部を改正する法律」(平成15年法律第81号)が施行されたことにより、従前の「管理委託制度」が廃止され、「指定管理者制度」が導入された。

このことを受け、赤磐市においても「赤磐市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例」(平成17年赤磐市条例第65号)等、公の施設の維持管理に係る指定管理者を指定する手続きについて必要な事項を定め、平成18年3月31日までに市が設置する公の施設について、直営とするか指定管理者制度を導入するか決定し、管理運営が行われているところである。

しかしながら、公の施設の維持管理については、多くの自治体でその財政を圧迫する要因となっており、赤磐市においても厳しい財政状況の中、その見直しを早急に行う必要がある。また、本審議会も「公の施設の維持管理について官民の役割分担を明確化する「赤磐モデル」ともいうべき管理手法を確立されたい」との提言を行ったところである。

このことから、本審議会は、赤磐市のすべての公の施設の在り方について総点検を行い、市民に利用しやすい施設運営の手法を検討するとともに、市の財政負担を軽減するため、赤磐市の公の施設の見直しに関する提言を行うとともに「赤磐モデル」の管理手法を示すものである。

なお、市長は、この提言に基づき法令で定めのあるものを除き、赤磐市の公の施設の既存の管理方針の上位に位置付けられる見直し方針を策定されたい。

また、この提言における「公の施設」とは地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に定める施設をいうものとする。

2 行政と民間の役割分担基準とその運用について

赤磐市が設置するすべての公の施設について、次の基準により行政と民間の役割分担を明確化し、各施設のあり方について検討されたい。

(1) 行政と民間の役割分担基準

(ア) 地域限定性の状況

地域限定性とは「当該施設の主な利用者がその施設の設置された地域住民に限られる程度」のことを言い、主な利用者の状況を基準に検討する。

〔具体的検討基準〕

主な利用者の状況(主な利用者が当該施設の設置された地域(「区」、「町内会」)に限られているか否か。)

(イ) 市民必要性の状況

市民必要性とは「赤磐市民の当該施設に対する需要の程度」のことを言い、市民ニーズを基準に検討する。

〔具体的検討基準〕

利用者の現状(利用者数・市民利用者の比率)

(確認方法:利用者数が把握できる施設はその数・そうでない施設は自主申告数)

利用者数の変化の状況

(確認方法 : 利用者数が把握できる施設はその数・そうでない施設は自主申告数)

(ウ) 市民公共性の状況

市民公共性とは「赤磐市民の多くの人々から共感され、支持を得られる基本的人権の保障が実現される程度」のことを言い、公共性を基準に検討する。

〔具体的検討基準〕

市民生活における必要不可欠の程度

赤磐市民全体 (又は旧町単位住民全体) に対する恩恵の程度

市民公共性については、その強弱についても当該施設のあり方に関する判断基準とし、市民公共性の強い施設とは「赤磐市民にとって必要不可欠な施設」、市民公共性の弱い施設とは「赤磐市民にとって必要不可欠とは言えないが、市民生活をより豊かにする施設」と考えることとする。

(エ) 採算性の状況

採算性とは「供給する財の費用を、利用する消費者の負担で回収できる状態」のことを言い、採算性の可能性を基準に検討する。

〔具体的検討基準〕

運営経費と負担額の比較

(オ) 指定管理可能性

指定管理可能性とは「赤磐市における指定管理者の活用能力の程度」のことを言い、指定管理事務に係る費用を基準に検討する。

〔具体的検討基準〕

指定管理候補者の有無

指定管理者監視業務の可能性

指定管理者評価業務の可能性

(2) 役割分担基準に基づく施設見直しの考え方

「(ア) 地域限定性」のある公の施設は「設置条例廃止 (地元移譲) 」とする。

「地域限定性」のない公の施設は「(イ) 市民必要性」の有無を判断する。

a) 「市民必要性」のない公の施設は「設置条例廃止 (閉鎖) 」とする。

「市民必要性」のある公の施設は「(ウ) 市民公共性」の有無を判断する。

a) 「市民公共性」のない公の施設は「設置条例廃止 (民営化) 」とする。

b) 「市民公共性」のある公の施設は「行政管理」とする。

c) 「行政管理」とする施設は「市民公共性」の強弱を判断する。

「市民公共性」の弱い公の施設は「(エ) 採算性」の有無を判断する。

a) 「採算性」がない場合は「設置条例廃止 (閉鎖) 」とする。

b) 「採算性」がある場合は「現状維持」とする。

「市民公共性」の強い公の施設については、「(オ) 指定管理可能性」の高低を判断する。

a) 「指定管理可能性」が高い公の施設については、「指定管理」とする。

b) 「指定管理可能性」が低い公の施設については、「直営方式」とし、次のとおり見直しを行うこととする。

ア) 事業統合

市内に同様又は類似の公の施設があるものについては、次の3点に配慮した上で、原則として統合する。

）市民の利便性と合理性の比較

）利用率

) 維持管理コスト

1) 管理運営の改善

公の施設のうち、管理運営方法を変更することで市民の利便性の向上や維持管理コストの縮減が見込まれるものについては、管理運営方法の変更を検討する。

以上の基準により公の施設を評価した上で、各施設のあり方を次の7種類に分類する。

施設の方向性	意味
設置条例廃止（地元移譲）	設置条例を廃止し、施設を地元（区、町内会）へ移譲する。
設置条例廃止（閉鎖）	設置条例を廃止し、施設を閉鎖する。
設置条例廃止（民営化）	設置条例を廃止し、施設の設置主体を民間等へ移管する。
指定管理（行政管理）	指定管理者制度の導入を検討し、実施する。
事業統合（行政管理）	市内の他施設との統合を検討し、実施する。
管理運営の改善（行政管理）	諸々の管理運営手法の改善を行う。
現状維持（行政管理）	現状維持とする。

また、公の施設のあり方を検討するため、別紙「公の施設評価シート」を用いて赤磐市のすべての公の施設について評価を実施されたい。

さらに、公の施設のあり方の最終的な判断に際しては、平成20年度の早い時期に、条例に基づく第三者機関を設置し、その機関による評価を尊重して最終的な方向性を決定されたい。なお、条例に基づく第三者機関の設置については、既存審議会等の改編による対応とする等、新たな審議会等の設置を行うことのないよう配慮されたい。

3 維持管理コストの平準化について

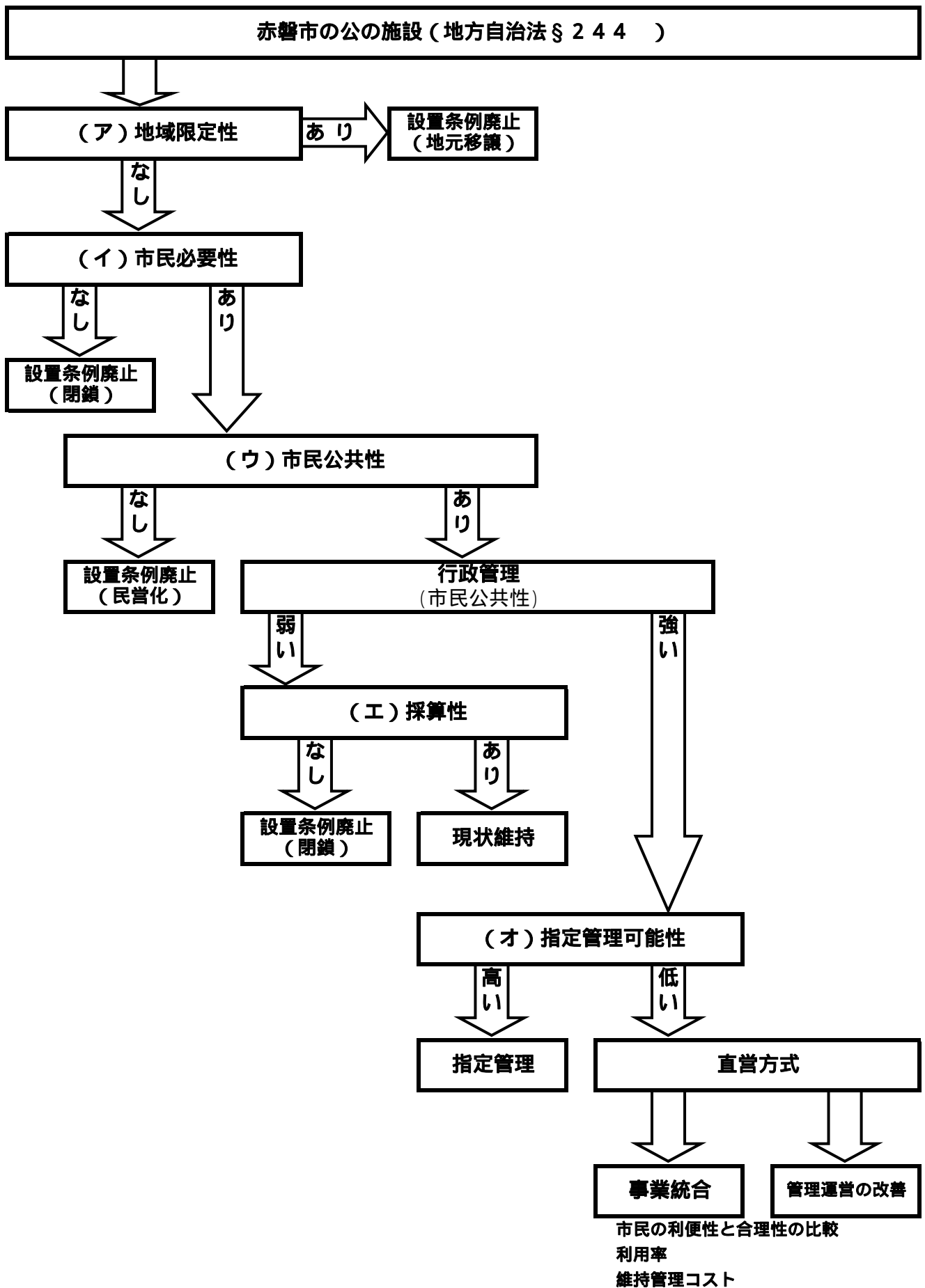
公の施設の維持管理については、上記による見直しを行うことで市民サービスの向上と維持管理コストの縮減を実現し、これまで以上に効率的で効果的に行うよう努められたい。

また、赤磐市の公の施設は老朽化が進んでいるものもあり、その修繕経費も増大していることから、赤磐市のすべての公の施設では原則として施設ごとに複数年度の「修繕計画」を策定し、修繕経費の平準化を行うことで財政への負担を軽減されたい。なお、この修繕計画については、施設ごとに財政当局と協議の上策定されたい。

4 公の施設見直しの実施について

赤磐市行財政改革大綱の実施期間である平成21年度までに、赤磐市のすべての公の施設についてそのあり方を検討し、市民サービスの向上と市の財政負担の軽減に努められたい。

公の施設見直しフロー図



公の施設評価シート

【担当所属記入】

所管部	所管部を記入してください						
担当課	担当課を記入してください						
担当係	担当係を記入してください						
記入者職氏名	担当者職氏名を記入してください						
施設番号	記入不要	施設名	施設の名称(設置条例での名称等正式名称)を記入してください				
所在地	施設の所在地を記入してください	管理手法	直営	該当するものに	指定管理 該当するものに		
施設概要	大きさ、備えている設備、供用開始日等、その施設の概要を記入してください 「別紙のとおり」として任意の資料を添付いただいても結構です						
施設整備の必要性及びその経緯	施設整備を行った経緯と整備が必要であった理由を記入してください 「別紙のとおり」として任意の資料を添付いただいても結構です (施設の今後の在り方についての重要な判断要素になりますので、よく考えて記入してください)						
専任職員数	20.4.1現在の専任職員数 人	当該施設で勤務しており、かつ当該施設の管理運営を主な職務としている職員(市が雇用している者)について記入してください					
内訳	課長級以上	人	係長・主査級	人			
	課長補佐級	人	主任級以下	人			
	主幹級	人	臨時・嘱託等	人			
維持管理経費	人件費 (賃金、報償費含む)	報酬	H17決算額(円)	H18決算額(円)	H19決算額(円)	それぞれの費目の各年度の決算額を記入してください 人件費については、総務課に確認して記入してください	
		給料					
		職員手当等					
		共済費					
		災害補償費					
		恩給及び退職年金					
		賃金					
		報償費					
		物件費	需用費				
			役務費				
	委託料						
	使用料及び賃借料						
		工事請負費					
		原材料費					
	その他						
合計(A)		0	0	0	記入不要		
使用料等総収入(円)(B)		H17決算額(円)	H18決算額(円)	H19決算額(円)	各年度の決算額を記入してください		
経費に占める収入の割合(%) (B ÷ A)		#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	記入不要		
年間供用日数(C)		H17実績(日)	H18実績(日)	H19実績(日)	運動公園等複数の施設で供用日が異なる場合は最長の供用日を記入してください		
年間利用人数(D)		H17実績(人)	H18実績(人)	H19実績(人)	運動公園等複数の施設がある場合は合計人数を記入してください		
うち市民の数		H17実績(人)	H18実績(人)	H19実績(人)	年間利用人数のうち赤磐市民の利用人数を把握している場合はその数を記入してください		
市民利用者の割合(%)		H17実績(%) #DIV/0!	H18実績(%) #DIV/0!	H19実績(%) #DIV/0!	記入不要		
供用日1日あたりの利用人数(D ÷ C)		H17実績(人) #DIV/0!	H18実績(人) #DIV/0!	H19実績(人) #DIV/0!	記入不要		
供用日1日あたりの維持管理経費(A ÷ C)		H17実績(円) #DIV/0!	H18実績(円) #DIV/0!	H19実績(円) #DIV/0!	記入不要		
供用日1日あたりの収入(B ÷ C)		H17実績(円) #DIV/0!	H18実績(円) #DIV/0!	H19実績(円) #DIV/0!	記入不要		
主な利用者層	学生、老人等施設の主な利用者を具体的に記入してください(よくない記入例:市民)						
(1) 地域限定性	あり	該当するものに	なし	該当するものに	公の施設見直しフロー図により判断してください		
(2) 市民必要性	あり	該当するものに	なし	該当するものに	公の施設見直しフロー図により判断してください		
(3) 市民公共性	あり(強い)	該当するものに	あり(弱い)	該当するものに	なし 該当するものに		
(4) 採算性	あり	該当するものに	なし	該当するものに	(「なし」に がついた時点で方向性が決まります)		
(5) 指定管理可能性	高い	該当するものに	低い	該当するものに			
当該施設の方向性	地元移譲	該当するものに	所管部としての当該施設のあり方についての意見	財政難の折、担当部として今後の当該施設のあり方についてどの様に考えているか記入してください。			
	閉鎖	該当するものに					
	民営化	該当するものに					
	指定管理	該当するものに					
	事業統合	該当するものに					
	管理運営改善	該当するものに					
	現状維持	該当するものに					

公の施設評価シート

【第三者機関意見】

(1) 地域限定性	あり	記入不要	なし	記入不要		
(2) 市民必要性	あり	記入不要	なし	記入不要		
(3) 市民公共性	あり(強い)	記入不要	あり(弱い)	記入不要	なし	記入不要
(4) 採算性	あり	記入不要	なし	記入不要		
(5) 指定管理可能性	高い	記入不要	低い	記入不要		
当該施設の方向性	地元移譲	記入不要	第三者機関評価	記入不要		
	閉鎖	記入不要				
	民営化	記入不要				
	指定管理	記入不要				
	事業統合	記入不要				
	管理運営改善	記入不要				
	現状維持	記入不要				

【当該施設の方向性(市長の決定)】

当該施設の方向性	地元移譲	記入不要	担当所属に対する指示	記入不要		
	閉鎖	記入不要				
	民営化	記入不要				
	指定管理	記入不要				
	事業統合	記入不要				
	管理運営改善	記入不要				
	現状維持	記入不要				

公の施設評価の手順及びスキーム

【公の施設評価の手順】

行財政改革審議会からの提言に基づく「公の施設見直し方針」の策定（市長）

「公の施設見直し方針」に基づき、個別の公の施設について評価シートによる評価を行う。（施設担当課）

「公の施設見直し方針」に基づき、個別の公の施設についてチェックを行い、第三者機関に進達する。（事務局）

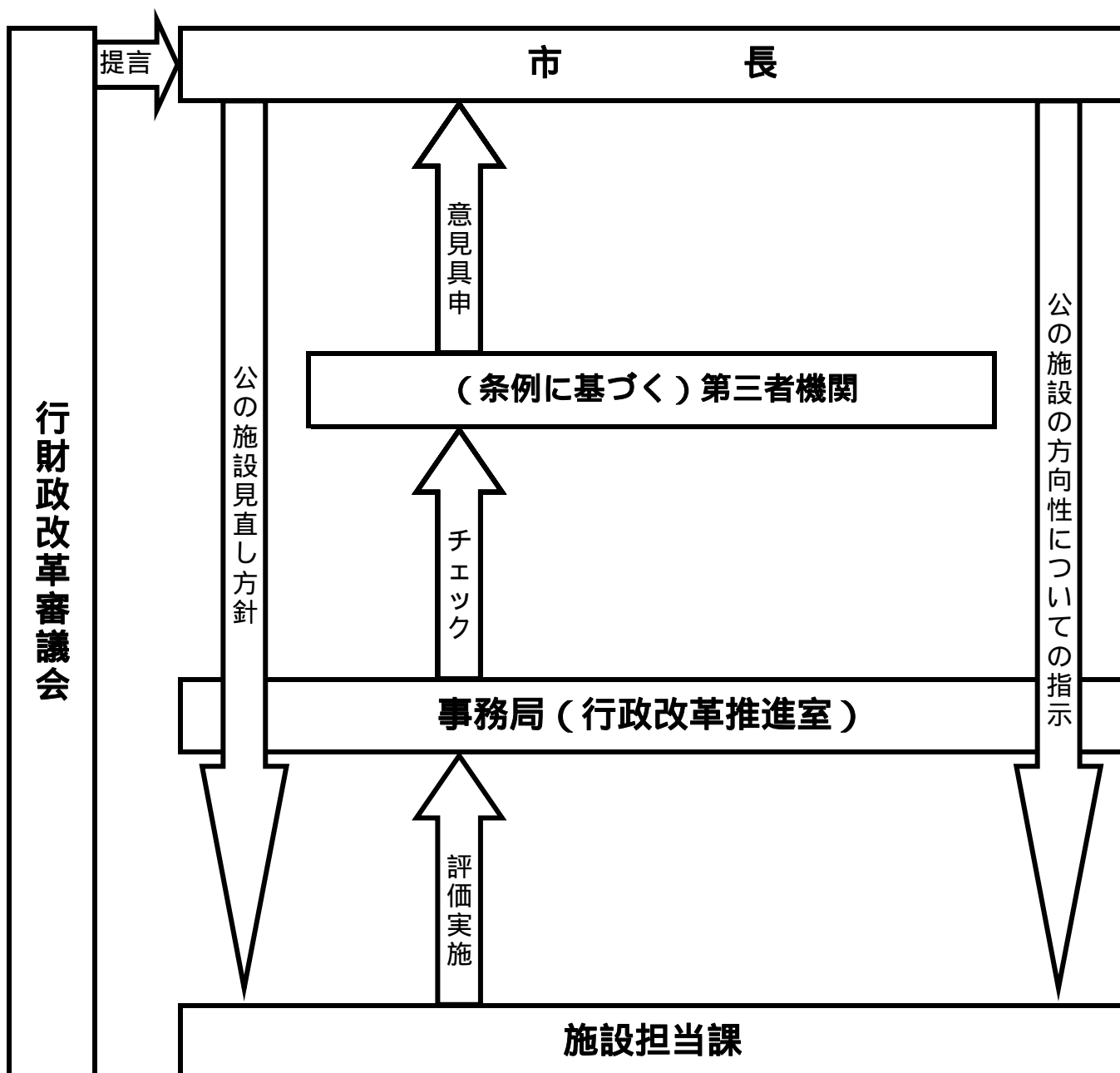
「公の施設見直し方針」に基づき、個別の公の施設について評価を行い、市長に意見具申を行う。（第三者機関）

第三者機関の評価を尊重し、個別の公の施設の方向性に関する意思決定を行う。（市長）

個別の公の施設に関する市長の指示を担当課に伝達し、対応を促す。（事務局）

市長の指示を受け、個別の公の施設の見直しを行う。（施設担当課）

【公の施設評価スキーム】



施設見直しの実施